騒音及び振動規制に係る特定施設設置の届出について

白井市 環境課 環境保全・放射線対策班 電話:047-401-5409

1. 特定施設に関する規制

(1) 特定施設

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」、これらの施設を設置する工場又は事業場を「特定工場等」といい、規制の対象としています。

(2) 特定施設設置の届出

騒音に係るものは [表 1]、振動に係るものは [表 2] に掲げる特定施設を設置する際には、特定施設設置届出書を提出してください。なお、騒音規制法及び振動規制法に該当する特定施設については法律に基づく届出が必要となり、重複して条例に基づく届出は必要ありません。

(届出要領)

- ①届出者名 特定施設を設置する事業者等
- ②届出期限 特定施設の設置工事開始の30日前まで
- ③届出部数 正副あわせて2部
- ④届出様式 法律に基づくものは様式第1、条例に基づくものは第3号様式
- ⑤添付資料
 - ・騒音・振動の発生に係る作業の系統の概要を説明する書類
 - ・騒音・振動の数値等に関する説明書
 - 工場等の事業経歴書
 - 工場等の組織図
 - ・工場等の敷地の周囲約100メートル以内の見取図
 - ・騒音・振動の防除施設の設置場所を示す図面

(3) 規制基準

特定施設を設置している者は当該特定工場等の敷地境界において、[表 3] のとおり 地域ごとに定められた規制基準を守らなければなりません。なお、当該特定工場等か ら発生するすべての騒音・振動が対象となります。

[表1] 騒音に係る特定施設一覧

番	番号		特定施設の種類	騒音規制法	市公害防止条例
騒音	騒音 条例		付 と 他 放 少 性 類	独自风机伍	川公告的正朱例
			金属加工機械		
イ		ア	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 kW以上	
ロ		イ	製管機械	すべて	
ハ		ウ	ベンディングマシン	ロール式のもので原動機の定格出力が 3.75 kW以上	原動機の定格出力が 3.75 kW以上
=		エ	液圧プレス	矯正プレスを除く	すべて
ホ		オ	機械プレス	呼び加圧能力が 294kN (キロニュートン) 以上	すべて
~		力	せん断機	西科·赫·尔宁·拉山上。2017年111711	シャーリングマシンのもので
		//	での別機	原動機の定格出力が 3.75 kW以上	原動機の定格出力が 3.75 kW以上
٢	, +		鍛造機	すべて	
チ	1	ク	ワイヤーフォーミングマシン	すべて	
リリ	1	ケ	ブラスト	タンブラスト以外のもの(密閉式のものを除く)	すべて
ヌ	コ		タンブラー	すべて	
		サ	製鋲機	(規制対象外)	すべて
		シ	製釘機	(規制対象外)	すべて
ル		ス	切断機	といしを用いるもの	高速度切断機
		セ	平削機	(規制対象外)	すべて
		ソ	型削機	(規制対象外)	すべて
		タ	研摩機	(規制対象外)	すべて
		チ	自動やすり目立機	(規制対象外)	原動機の定格出力が 1.5 kW以上

番	番号		特定施設の種類	騒音規制法	市公害防止条例		
騒音	条例		付足/地议 少性規	無 自	旧公吉奶韭未內		
			空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 kW以上	(番号 2、3 に該当)		
	2		圧縮機	(番号 二 に該当)	原動機の定格出力が 3.75 kW以上		
	3		↑大 国 † ₩	(3.1 -)-34)()	原動機の定格出力が 3.75 kW以上		
			送風機 (番号 二 に該当)	(排風機を含む)			
			粉砕機				
三		ア	土石用又は鉱物用の破砕機、		+~~		
二	4		摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 kW以上	すべて		
	4	イ	食品加工用粉砕機	(規制対象外)	すべて		
		ウ	その他の用に供する粉砕機	(規制対象外)	すべて (破砕機及び摩砕機を含む)		
			繊維機械				
四		ア	織機	原動機を用いるもの			
	_	イ	紡績機械	(規制対象外)	すべて		
	5	ウ	編組機	(規制対象外)	すべて		
		エ		(規制対象外)	すべて		
			建設用資材製造機械				
1		ア	コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45 m³以上	すべて		
五	6)		(気ほうコンクリートプラントを除く)	9 , (
口		イ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 kg以上	すべて		
六			穀物用製粉機	ロール式のもので原動機の定格出力が 7.5 kW以上	(規制対象外)		

	番号			性や状乳の種類	EX 文. HP 体11 分+	士八字叶 L 久庙	
騒	騒音 条例		条例	特定施設の種類	騒音規制法 	市公害防止条例	
				木材加工機械			
	イ		ア	ドラムバーカー	すべて		
	ロ		イ	チッパー	原動機の定格出力が 2.25 kW以上	すべて	
	ハ		ウ	砕木機	すべて		
七	=	7	エ	帯のこ盤	製材用:原動機の定格出力が 15 kW以上	原動機の定格出力が 0.75 kW以上	
	_	(上	〒のこ盤	木工用:原動機の定格出力が 2.25 kW以上	原動機の定格四月か 0.73 kw 以上	
	ホ		オ	丸のこ盤	製材用:原動機の定格出力が 15 kW以上	原動機の定格出力が 0.75 kW以上	
	<i>w</i>		4	1	木工用:原動機の定格出力が2.25 kW以上	派動機の定格山//が 0.73 AW 以上	
	^		カ	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 kW以上	原動機の定格出力が 0.75 kW以上	
,	八 8		8	抄紙機	すべて		
-	九 9		9	印刷機械	原動機を用いるもの		
_	-0		1 0	合成樹脂用射出成形機	すべて		
_		1 1		鋳 型造型機	ジョルト式のもの	すべて	
]	1 2	ニューマチックハンマー	(規制対象外)	すべて	
	/]	1 3	ロール機	(規制対象外)	すべて	
			1 4	自動製びん機	(規制対象外)	すべて	
			1 5	ドラムかん洗浄機	(規制対象外)	すべて	
]	1 6	ロータリーキルン	(規制対象外)	すべて	
			1 7	コルゲートマシン	(規制対象外)	すべて	
]	1 8	重油バーナー	(規制対象外)	重油使用量が 15L/時以上	

番	号	+ 特定施設の種類	騒音規制法	市公害防止条例		
騒音	条例			印公音奶韭木例		
		走行クレーン				
	ア	天井走行クレーン	(規制対象外)	原動機の定格出力の合計が 7.5 kW以上		
	19 イ	門型走行クレーン	(規制対象外)	原動機の定格出力の合計が 7.5 kW以上		
	2 0	集じん装置	(規制対象外)	すべて		
	2 1	冷凍機	(規制対象外)	原動機の定格出力が 7.5 kW以上		
		原動機(船舶又は車両等の原動機と	こして使用されるものを除く)			
	ア 22	ディーゼルエンジン	(規制対象外)	原動機の定格出力が 7.5 kW以上		
	22 イ	ガソリンエンジン	(規制対象外)	原動機の定格出力が 7.5 kW以上		
	2 3	クーリングタワー	(規制対象外)	原動機の定格出力が 0.75 kW以上		
	2 4	営業目的の原動機付二輪車による	(+B/t) -\tau_{t}, (b) \	すべて		
	24	断郊競技施設	(規制対象外)	9		

[表2] 振動に係る特定施設一覧

番	番号		特定施設の種類	振動規制法	市公害防止条例
振動	条例		付た地放り (性)		印公吉奶韭米例
			金属加工機械		
		ア	圧延機械	(規制対象外)	原動機の定格出力の合計が 22.5 kW以上
		イ	製管機械	(規制対象外)	すべて
イ		ウ	液圧プレス	矯正プレスを除く	すべて
口		エ	機械プレス	すべて	
	1	オ	せん断機	原動機の定格出力が 1 kW以上	シャーリングマシンのもので
		<i>A</i>			原動機の定格出力が 1 kW以上
=		カ	鍛造機	すべて	
ホ		キ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5 kW以上	すべて
<u> </u>			圧縮機	原動機の定格出力が 7.5 kW以上	(番号 2 に該当)
		2	圧縮機及び送風機	(番号 二 に該当)	原動機の定格出力が 3.75 kW以上
			粉砕機		
三		ア	土石用又は鉱物用の破砕機、	原動機の学校出力が7.5 MVCI L	原動機の定格出力が 3.75 kW以上
			摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 kW以上	
	3	イ	食品加工用粉砕機	(規制対象外)	原動機の定格出力が 3.75 kW以上
		ウ	7 その他の用に供する粉砕機	(規制対象外)	原動機の定格出力が 3.75 kW以上
		9		(风削刈家クト)	(破砕機及び摩砕機を含む)
四		4	織機	原動機を用いるもの	

番号			株-マセカラルの発表 大手が 大手が	市公害防止条例		
振動	条例		特定施設の種類	振動規制法	П公書的正条例	
			コンクリート製品製造機械			
		ア	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95 kW以上		
五.	5	7	コンクリート管製造機械及び	原動機の定格出力の合計が 10 kW以上		
		イ	コンクリート柱製造機械	原動機の足俗田刀の音計が 10 kw 以上		
		·	木材加工機械			
六 イ	6	ア	ドラムバーカー	すべて		
Л П	- 6	イ	チッパー	原動機の定格出力が 2.2 kW以上	すべて	
七	· ·	7	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2 kW以上		
八		8	ゴム練用又は合成樹脂練用	原動機の定格出力が 30 kW以上		
八 	<u> </u>	8	ロール機	(カレンダーロール機を除く)	. <u></u>	
九	9 合成樹脂用射出成形機 すべて					
+	1	1 0	鋳型造型機	ジョルト式のもの		
	1	1 1	冷凍機	(規制対象外)	原動機の定格出力が 7.5 kW以上	

[表3] 規制基準

・騒音に係る規制基準

	規 制 基 準			
	昼間	朝 • 夕	夜間	
区 域 の 区 分	午前8時~午後7時	午前6時~午前8時 午後7時~午後10時	午後10時~翌午前6時	
第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	5 O dB	4 5 dB	4 O dB	
第1種・第2種住居地域 準住居地域	5 5 dB	5 O dB	4 5 dB	
近隣商業地域 準工業地域	6 5 dB	6 O dB	5 O dB	
工業専用地域	7 O d B	6 5 d B	6 O d B	
その他の地域	6 O dB	5 5 dB	5 O dB	

・振動に係る規制基準

	規 制 基 準		
区域の区分	昼 間	夜 間	
	午前8時~午後7時	午後7時~翌午前8時	
第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	6 O dB	5 5 dB	
近隣商業地域 準工業地域	6 5 dB	6 O dB	
その他の地域 (工業専用地域を除く)	6 O dB	5 5 d B	